

三井住友海上社の業務停止にともなう取扱業務のご案内

当代理店が損害保険代理店委託契約を締結しております三井住友海上火災保険株式会社が、終身医療保険等における不適切な保険金の不払い、臨時費用保険金等の支払い漏れおよび不適切な募集管理等について、2006年6月21日付で、金融庁より、保険業法に基づく行政処分（業務の一部停止命令および業務改善命令）を受けました。三井住友海上火災保険株式会社に対する行政処分により、当代理店におきまして一部の業務が停止となり、業務停止期間中は下記のとおりご対応させていただきますこととなります。お客さまおよび関係者の皆さまに大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当代理店にて「お取り扱いできない」業務およびご対応 [7/10(月)~7/23(日)]

当代理店で「お取り扱いできない」主な業務	業務停止期間中のご対応
損害保険の新規・更改に係わる業務 ・ 契約募集・締結および保険料領収 ・ パンフレット、見積書等のご提示 ・ 保険商品のご説明、お問合わせ対応	三井住友海上社の損害保険契約のお取扱いには停止しております。 (現在ご加入いただいておりますご契約のお問合わせについては、対応させていただきます)
現在ご加入いただいております損害保険契約に関するご契約内容の変更業務	お車の変更、ご住所の変更等一部変更業務につきましては、三井住友海上社にてお取り扱いいたします。 まずは当代理店までご連絡ください。
現在ご加入いただいております損害保険契約の解約業務	三井住友海上社にてお取り扱いいたします。 まずは当代理店までご連絡ください。

以下の業務は当代理店で「お取り扱いしております」

事故の受付、保険金請求書類の受付
積立保険満期返戻金の送金依頼書の受付
ただし満期返戻金とご継続保険料を相殺する場合は、停止期間前のお手続きが必要になります。

自賠責保険のお取扱い

三井住友海上きらめき生命に関する業務について

三井住友海上きらめき生命の保険募集に関する業務は引続きおこなっております。新たなご契約のご相談、ご加入いただいておりますご契約内容の変更等は通常どおり当代理店までご連絡をお願いいたします。

現在ご加入いただいておりますご契約に関する保険金、満期返戻金のお支払い業務、自動継続による契約の更新に係わる業務は通常どおりおこなっております。確定拠出年金(401k)を導入されている企業および加入者さまには、運営管理機関より通常どおりのサービスが提供されます。

三井住友海上社における業務の一部停止内容(概要)

[1] 下記 [2] 以外の損害保険契約 (1)

停止業務： 保険契約の締結 保険募集の業務
保証証券業務

停止期間：2006年7月10日(月)~7月23日(日)まで

1：自動継続による契約の更新および自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に係わるものを除きます。

[2] 終身医療保険等 (2)

停止業務： 保険契約の締結 保険募集の業務

停止期間：2006年7月10日(月)~
経営管理態勢等の改善が確認されるまで

2：医療保険特約付健康長期保険、傷害疾病保険、疾病特約付普通傷害保険、所得補償保険、医療費用保険、介護費用保険。なお、自動継続による契約の更新を除きます。

ご留意事項

三井住友海上社の終身医療保険等につきましては、7/24(月)以降も契約の締結・募集業務のお取扱いを当代理店および三井住友海上社ともに停止しております。大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。自動継続による契約の更新を除きます。

取扱い代理店

CSKファイナンス 株式会社